

## 中間貯蔵施設等に係る対応について

平成 26 年 7 月 28 日

環 境 省  
復 興 庁

大熊町、双葉町、福島県の皆様に御理解をいただき、5月31日から6月15日までの間、中間貯蔵施設に関する住民説明会を開催しました。多くの住民の方々に参加をいただき、非常に多岐に渡る御意見・御質問を頂戴したところで、こうした御意見等を踏まえ、国としての考え方をお示しさせていただきます。

除染や復旧・復興を一刻も早く進めるためにも、中間貯蔵施設について、速やかな受入れの御判断をいただけますよう、よろしく願いいたします。

## 1. 法制化・最終処分等について

### (1) 最終処分について

住民説明会では30年以内の県外最終処分についてどのように実現するのか等多くの御意見をいただきました。このため、県の中間貯蔵施設に関する専門家会議でお示した8つのステップを基にして、現時点での県外最終処分に向けた考え方を別紙のとおりとりまとめました。今後更に、技術開発の動向などを含む国内外の情報を幅広く収集するとともに、国民理解の醸成を図り、県外での最終処分を確実に実施できるようにしてまいります。

### (2) 法制化等について

住民説明会では、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に中間貯蔵施設に係る事業を委託することに対する御心配や、「県外最終処分」に係る法制化について、日本環境安全事業株式会社法（以下「JESCO法」という。）で措置する理由などについて御質問・御意見をいただきました。

中間貯蔵施設の整備や運営管理は国が責任を持って行います。と同時に、有害物質の輸送や処分等実績を持つ JESCO の知見と経験を活かすことで、国が単独で行うよりも、一層安全かつ効果的に、中間貯蔵施設に係る事業を遂行することが必要と考えています。

このため、JESCO法の改正を図ることにより、同法に中間貯蔵施設に係る国の責務を明確に位置づけた上で、その中核として、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を一体的に規定することにより、法律に基づく国の明確な指揮監督権限の下で、JESCOが中間貯蔵施設に係る業務の一部を担うことができるようにします。

こうした内容について、県民・町民の皆様十分に御理解がいただけるよう、分かりやすい資料を整え、丁寧な説明を行ってまいります。また、施設の受入判断と併せて法案の骨格部分の内容を確定させ、国会の状況を踏まえ、速やかに法案を閣議決定し、国会に提出することとします。

また、実態面でも中間貯蔵施設の敷地内に環境省の現地事務所を設置し、事業を執行するとともに JESCO 等の指揮監督に当たることとするほか、施設への除去土壌等の搬入は、この法律の施行後に開始することとします。輸送

に係る安全・安心の確保の方策についても具体化を進めていきます。

さらに、地域の皆様に一層安心をしていただけるよう、国と県・町との間で中間貯蔵施設の整備・稼働に係る協定を締結したいと考えております。施設の監視に住民の皆様が参加することや、問題が生じた場合には施設への搬入を停止する措置をとることを含め、協定の具体的内容については、搬入開始までに、県、町と十分に相談の上、取りまとめます。

## **2. 用地の取扱い等について**

### (1) 用地の取扱い

中間貯蔵施設は、周辺住民の皆様への安全・安心の確保につながるよう、長期にわたり安定的に運営・管理していく必要があります。他方、中間貯蔵施設候補地の土地は、先祖伝来のかけがえのない土地であり、手放したくないという思い、また、国が買い取った場合、そこを最終処分場にしてしまうのではないかと御懸念を住民説明会等の場でも重ねて伺ってまいりました。このような住民の皆様への思いや御懸念に応えるべく、様々な選択肢について制度面や手続面など様々な角度から検討し、中間貯蔵施設の用地については、地権者の皆様への御意向を踏まえ、買取りに加えて地上権も選択肢とし、両者から選べるようにします。地上権の設定により、地権者の皆様にとっては、土地の所有権をそのまま残すことができ、また、国としては一定の条件の下、土地を安定的に利用することができると考えております。

なお、地上権を選択する場合には、原状回復は土地の返還時において双方で協議を行い決定すること、補償は一括してお支払いすることなど一定の事項について、地権者の皆様に御理解いただく必要があると考えています。

### (2) 住民票の取扱い

帰還困難区域等の指定によりやむを得ず避難生活を送り、中間貯蔵施設予定地内の土地に住所が定められている大熊町及び双葉町の住民の皆様が、当該土地の国への売却等がされた後も基本的に従前と同様の避難生活を続けていて、引き続き大熊町内及び双葉町内で転居して住み続けたい意思はあるの

に、両町が帰還困難区域等に指定されて転居できない場合には、両町内の転居希望先に住める状況になればそこに転居することを前提に、当該転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間は、その方の現在の住民票はそのままにしておけるものとして取り扱うこととします。

### **3. 用地補償額について**

補償額については、公共用地の損失補償の基本的ルールの下で、帰還困難区域という特殊性を踏まえた動産保管料という特別の補償や補償対象物全般にわたる漏れのない綿密な調査等、個別の状況に即して、でき得る限り、最大限の補償を行います。

補償額のイメージを示してほしいとの地権者の皆様の思いに対しては、補償額は極めて個人のプライバシー的要素が強いこと、状況によって補償額は様々であり、イメージと言えども一律の取扱いが困難であることなどを踏まえ、受入判断後、個別の用地交渉に入る前に速やかに地権者向けの用地説明会を開催し、補償額のイメージ等をお示しします。

なお、当然のことながら、町による施設の受入判断と地権者による土地の売却等の判断は直接的に関係するものではなく、地権者の皆様には補償額を提示させていただいた上で売却等するか否かの御判断をいただくこととなります。

このようなプロセスを地権者の皆様に予め周知することにより、御理解が得られるようにしてまいります。

### **4. 町の将来像について**

帰還困難区域が町域の多くを占め、また国として中間貯蔵施設の立地をお願いしているなど、町の復興に向けて極めて厳しい環境に置かれている大熊町、双葉町の実情を十分に考慮するとともに、両町の住民の皆様の不安感を可能な限り払拭するため、復興庁として両町の復興に向けた基本的な考え（方

向性)を作成し、町とともに復興の具体化を進めてまいります。さらに、福島県及び市町村等と連携して、避難地域の復興の姿、すなわち中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像の検討を行います。

## **5. 生活再建策・地域振興策について**

極めて自由度の高い中間貯蔵施設等に係る交付金等を活用することにより、他の復興施策ともあいまって、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、中間貯蔵施設候補地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、両町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むことができるよう必要な措置を講ずるための基盤を整えます。

また、避難中、帰還や移住の決断後、その判断に至る過程等の個々人の皆様の生活再建スケジュールに関わる様々な場面に応じて、例えば、ふるさとの訪問支援、子育て環境の充実や高齢化対策、就業支援、避難先の住民票を有しないことに伴う不都合の解消等、生活再建全般にわたる措置について、県・町とともに国として主体的に対応してまいります。

さらに、国として地権者及び非地権者を含む全町民の皆様を対象とした生活再建相談窓口を設置し、県や町の協力の下、ワンストップで町民の皆様の様々な相談に応じてまいります。

両町の復興に向けた基本的な考え(方向性)も踏まえ、両町を始めとする地域の復興の核となる復興拠点の整備など復興に必要な事業については、町の復興計画や整備手法等の具体化等に合わせ、福島再生加速化交付金制度の拡充を行います。また、両町等の将来分の事業予算を適切に確保してまいります。

中間貯蔵施設等に係る交付金等の規模については、施設の建設受入れの是非の判断時期までに協議し、提示してまいります。中間貯蔵施設等に係る交付金については両町分及び県・その他市町村分を一体的に措置することとし、別途活用のお願いをしている管理型処分場(フクシマエコテッククリーンセンター)に係る地域振興策等についても、その状況に応じて併せて対応してまいります。